

指定校変更に関する基準

理由	承諾基準	承諾期間	添付書類
1. 身体的理由	病弱・虚弱、肢体不自由等で、指定校より希望する学校へ通学する方が、近距離又は通学路の状況や交通の事情が良いなど児童の身体的負担が軽減されると認められる場合	当該学年の期間とし、年度ごとに更新できるものとする。ただし、状況等により卒業まで一括して承認することができる。	医師の診断書等の事実を確認できる書類
2. 居住に関する理由	町内転居で指定校が変わる場合で、転居後も引き続き転居前の指定校への就学を希望する場合	当該学期の終了まで ただし、最終学年の児童については卒業まで	特になし
	住居の新築等により転居が予定されている場合で、入学時(新学期)から転居予定地の校区の学校に就学を希望する場合	転居予定日まで	建築確認申請書、売買契約書等の転居が確実にあることを証明できる書類の写し
	一時的に仮住居に転居し、1年度以内に正規の住居に居住する場合	正規の住居に居住するまで	特になし
3. 教育的配慮によるもの	町内転居により指定校が変わる場合で、当該児童の転校による精神的な負担で、不登校になるおそれ等があり、保護者が転居前の指定校に就学を希望する場合	原則卒業まで	保護者からの申立書、関係校の校長の所見等
	いじめや不登校等のために指定校に通学することが困難な場合	原則卒業まで	保護者からの申立書、医師やカウンセラー等の診断書、関係校の校長の所見等
4. 家庭に関する理由	すべての保護者が自宅外で就労しているなどの理由により、児童の下校時の状況から、指定校より下記の学校に就学する方が望ましいと認められる場合 ① 保護者の勤務場所、自営業地の校区の学校	当該学年の期間とし、年度ごとに就労状況等を再確認のうえ更新できるものとする。	保護者の就労証明書等

	② 帰宅後養育する祖父母宅等の校 区の学校		
	兄弟姉妹が指定校の変更を認められ ている場合で、当該児童の兄弟姉妹 が同じ学校に就学を希望する場合	原則卒業まで	特になし
2. その他の理由	その他、特別な事情があり、指定校の 変更が適当であると認められる場合	適当と認められる期間まで	特別な事情を証 明する書類等